調査計画

1	調査の名称(■特定一般統計調査	Е □その他の一般統計調査)
	地域特産野菜生産状況調査	

2 調査の目的

各都道府県において生産される多様な野菜について、品目、作付面積、収穫量、出荷量等の推移を明らかに し、産地の育成、消費ニーズを踏まえた野菜の安定供給、産地の状況に応じたきめ細かな野菜行政を推進して いくとともに、消費者や生産者への情報提供等を図っていく上で必要な基礎的資料を得ることを目的として実 施している。

- 3 調査対象の範囲
- (1) 地域的範囲(■全国 □その他)
- (2) 属性的範囲(□個人 □世帯 □事業所 □企業・法人・団体 ■地方公共団体 □その他) 都道府県
- 4 報告を求める個人又は法人その他の団体
- (1) 報告者数

都道府県数:47

- (2) 報告者の選定方法(■全数 □無作為抽出(□全数階層あり) □有意抽出)
- 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
- (1) 報告を求める事項

ア 品目 (別紙1参照) 別作付面積

- イ 品目別収穫量
- ウ 品目別出荷量

〔集計しない事項の有無〕 無■ 有□

(2) 基準となる期日又は期間

調査実施年の前年の1月から12月までとする。

ただし、収穫が2か年にわたる場合は、調査実施年の前年に収穫最盛期を含む場合、当該年を報告の対象とする。

6 報告を求めるために用いる方法
(1)調査系統
ア 都府県(沖縄県を除く。)
農林水産省ー地方農政局ー都府県(一市町村又は農業協同組合)
イ・北海道
農林水産省ー北海道農政事務所ー北海道(一市町村又は農業協同組合)
ウー沖縄県
農林水産省一内閣府沖縄総合事務局一沖縄県(一市町村又は農業協同組合)
(2) 調査方法
□郵送調査 ■オンライン調査(□政府統計共同利用システム □独自のシステム ■電子メール)
□調査員調査 □その他()
〔調査方法の概要〕
農林水産省、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局から都道府県に対し、オンライン
により調査票を配布し、回収する方法。
7 報告を求める期間
(1)調査の周期
□1回限り □毎月 □四半期 □1年 ■2年 □3年 □5年 □不定期 □その他()
(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年: 令和5年)
(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限
ア 調査票の配布 調査実施年の10月上旬
イ 調査票の回収 調査実施年の12月下旬
a the Tollahort
8 集計事項
(1) 都道府県別・品目別の作付面積
(2) 都道府県別・品目別の収穫量
(3) 都道府県別・品目別の出荷量
(4) 品目別の 10 a 当たり収量
9 調査結果の公表の方法及び期日
9 調査結果の公表の方法及U等日 (1)公表・非公表の別(■全部公表 □一部非公表 □全部非公表)
(1) 公表・弁公表のが(■主部公表 □一部弁公表 □主部弁公表) (2) 公表の方法(■e-Stat □インターネット(e-Stat以外) □印刷物 □閲覧)
(2) AA、1/1A(■C Otat ロコマノ イトノコ (C OtateA/1) 口門側的の 口間見/

調査実施年の翌年の6月

10 使用する統計基準等

□使用する→□日本標準産業分類 □日本標準職業分類 □その他(

■使用しない

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

関係書類名	保存期間	保存責任者
調査票の原票	調査実施年の翌年度の4月1日か	農林水産省大臣官房統計部長
	ら起算して3年	
調査票の内容を収録し	永年	農林水産省大臣官房統計部長
た電磁的記録		

1. 調査対象品目

2 うるい	3 エシャレット	4 オクラ
6 かんぴょう	7 クレソン	8 くわい
10 食用ぎく	11 食用ゆり	12 しろうり
14 スナップえんどう	15 せり	16 タアサイ
18 つけな	19 つるむらさき	20 とうがらし(辛味種)
(こまつな及びみずなを除く)		
22-1 なばな	22-2 なばな	23 にがうり
(主として花を食するもの)	(主として葉茎を食するもの)	
25 葉しょうが	26 パセリ	27 花みょうが
29 非結球レタス	30 マッシュルーム	31 ミニかぼちゃ
33 モロヘイヤ	34 らっきょう	35 ラディッシュ
37 わけぎ	38 わさびだいこん	
	6 かんぴょう 10 食用ぎく 14 スナップえんどう 18 つけな (こまつな及びみずなを除く) 22-1 なばな (主として花を食するもの) 25 葉しょうが 29 非結球レタス 33 モロヘイヤ	6 かんぴょう 7 クレソン 10 食用ぎく 11 食用ゆり 14 スナップえんどう 15 せり 18 つけな 19 つるむらさき (こまつな及びみずなを除く) 22-1 なばな 22-2 なばな (主として花を食するもの) (主として葉茎を食するもの) 25 葉しょうが 26 パセリ 29 非結球レタス 30 マッシュルーム 33 モロヘイヤ 34 らっきょう

2. 調査対象品目の見直しに係る基準

次の(1)及び(2)に該当するものについては、調査対象品目から除外するための見直しを行うこととする。

その際、異常気象により、収穫量に大きな影響を受けた結果として、見直しの基準に該当した場合は、その 後の収穫量の推移をみて、調査対象品目から除外するか否かについて、改めて検討することとする。

- (1) 食料自給率の算定に影響を与える可能性が低いもの(収穫量200トン未満)。
- (2) 収穫量の減少傾向が顕著であるもの(直近5回の調査における収穫量の平均値に対し、50%以上減少しているもの)。